



十十九八七

一

利	發	發	種	額
の	經	行	類	面
払	過	行	金	額
込	利	価		
み	子	率	格	日

(一) 年そ額平円五

む八式は 一れ面成、万  
も号に、募・ぞ金十一円  
のによ払入九れ額四億、  
と規り込決パの百年円十及万  
す定算金定一応円十及万  
るす出額のセ募に月び円  
。るしに通ン価つ二十、  
期た加知ト格き十億百  
日金えを 百一円万  
に額、受 円日の円  
払を次け 以六、  
い第のた 上種千  
込十算者 万の

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{1.9}{100} \times \frac{31}{365}$

(二)

イる税法金前はい次のしは  
り泉債以いニ大関括 こ率人額記外てにニた、次  
登徵の下う号藏す登発とをがに(一)国取掲十金前に  
録収利同。に省る録行が乗適當の法得げを額記掲  
ささ子じ以規令省へ時でじ用該算人する乗か(一)  
れれに。下定第令國にきたを非式である國じらの  
るる係が同す四へ債ある金受居にあ者債た當算  
も者るさじる号昭のい。額け住よるがを金該式に  
のの所れ。一)和一て、  
。記得てを括第五括登  
名税い除登二十登録  
にがるく録条五録(一  
よ源國。を第年に一

十  
七  
十  
六  
十  
四  
十  
三

者入 払元償償 後第  
札場利還還 の二  
参考所金金期 利期  
参加支額限 子以

財取国日額平利てを毎  
務扱債本面成子、支年  
大店代銀金三をそ払三  
臣並理行額十支の期月  
かび店の百四払日と二  
らに及本円年う以し十  
通取び店に九。前、日  
知扱国、つ月  
を郵債支き二  
受け便元支店百  
けた局利金、代  
た者支払、理店、

額面金額又は登録金額 ×  $\frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$

十二

初期利子

す次そが金と平  
る号の銀額し成  
期及翌行を、十く要定く四租は法へは  
日び営休支次五。件すは条税第第発一發混れに發  
に第業業払の年。)をる第の特百十行括行藏る係行  
つ十日日う算三。)を利九二別七条時登  
い四にに。式月。)を満子条、措十、に託され  
て号支當たに二。)をたのの第置六第おさ  
同に払ただよ十。)を非三四法条十いられ  
同じ。)を課第一条第一てな、も源  
おうるしり日。)も税二の四一条、い登。  
いへと、算を。)のに頂三条頂若所い登。  
て以き支出支。)を係に若、又し得も錄。  
規下は払し払。)除る規し第はく税の又  
定、期た期。)口徵の

八 口  
にさ子  
に發行  
行藏る係行  
一發混れに發  
時登  
所に託され  
登得税い  
にがて  
も源  
の泉そ  
の登。  
登。口徵  
の座收利

十八

払込期日

平成十四年十月二十一日